

## 住居確保給付金の支給期間の延長について（談話）改定版

2020年12月9日

国民の住まいを守る全国連絡会（住まい連）

代表幹事 坂庭国晴 住まいの貧困に取り組むネットワーク

世話人 稲葉 剛

政府（厚生労働省）は、12月8日「住居確保給付金」の最長9か月の支給期間を3か月延長する方針を決定し、以下の内容を発表しました。

住居確保給付金については、最長9か月間としていた支給期間について、令和2年度中に新規申請した方に限り、最長12か月間に延長できる（※）こととします。

（※）10～12か月目の支給にあたっては、現行の要件に加え、  
・資産要件について、世帯の預貯金の合計額が、市町村民税均等割が非課税となる収入額の1/12の3月分を超えないこと（但し50万円を超えない額）とします。

・求職活動等要件については、ハローワークへの求職申し込み等を必須とします。

この支給期間の延長は下記のように私たちの強い要求が実現したものであり、積極的に歓迎しますが、同時に各種の問題点があります。

社会的に注目されているこの「給付金」は、コロナ禍での住居確保のための家賃の補助を行うもので、今年4月から9月までの半年間の支給は10万件を超えました。その後もコロナ感染拡大と長期化の中で、申請、支給とも増大している現状にあります。

支給期間は「最長9か月」となっていて、4月からの受給者は12月以降「給付金」を打ち切られる制度でした。12月を前に私たちは9月段階から「支給期間の3か月延長」を要求し、取り組んできました。11月に入り、「住居確保給付金の支給期間9か月の延長を！」のインターネット署名に取り組み、短期間で2,500名の賛同を得て。現在3,000名近くとなっています。

11月19日には支給期間延長をはじめとした「制度の抜本改善と拡充を求める緊急要請書」を厚生労働大臣に提出（下記参照）、同日院内集会を開催しました。

こうした私たちの活動と各方面からの要請に応え、「支給期間の延長」の決定とな

りました。しかし、上記のように「現行の要件に加え」資産要件、求職活動要件を課すことは問題です。現行の要件でも要請書にあるように、限定する要件がいくつもあります。この「現行の要件に加え」と「令和2年度中に新規申請した方に限り」の撤回を求めます。

私たちは引き続き、この制度の「支給要件」、「収入要件」、「支給額」の改善と拡充の実現、これらを土台とした全国的な「家賃補助制度の実現」に向け、広範な人々と協力、共同した活動を進めていきます。

以上